

## 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成19年度における健全化判断比率について、以下のとおり公表します。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
杉 並 区	-	-	3.4	-

早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	※ 30.00	35.0	

※3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)を設ける。

### (1) 実質赤字比率

- 趣旨 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、赤字の深刻度を把握する指標です。
- 算出式 地方税、地方交付税等の一般税源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額で除したものです。

<b>実質赤字比率</b>	<b>=</b>	<b>一般会計等の実質赤字額</b>
		<b>標準財政規模</b>

$$\frac{-8,125,657}{123,839,537} \times 100 = -6.56$$

実質赤字	=	一般会計歳出決算額	-	歳入決算額	+	翌年度繰越財源
-8,125,657		151,284,417		160,040,339		630,265

標準財政規模	=	標準的収入	+	臨時財政対策債発行可能額
123,839,537		115,033,879		8,805,658

- 対象となる会計は一般会計です。平成19年度の決算では、一般会計に実質赤字はなく、従いまして、実質赤字比率はありません。なお、一般会計の実質収支額は81億2,565万7千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス6.56%となります。

(2) 連結実質赤字比率

○ 趣旨 連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足額の深刻度を把握する指標です。

○ 算出式 地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模で除したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\frac{-10,795,463}{123,839,537} \times 100 = -8.71$$

連結実質赤字額は、下表のとおりです。

単位：千円

会計	歳出決算額 ①	歳入決算額 ②	翌年度繰越額 ③	実質赤字額 (①-②+③)
一般会計	151,284,417	160,040,339	630,265	-8,125,657
国民健康保険事業会計	49,701,063	51,547,649	0	-1,846,586
介護保険事業会計	26,005,717	26,804,986	0	-799,269
老人保健医療会計	38,068,216	38,092,167	0	-23,951
合計	265,059,413	276,485,141	630,265	-10,795,463

○ 対象となる会計は、一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、老人保健医療会計の各特別会計です。平成19年度の決算では、各会計とも実質赤字はなく、従いまして、連結実質赤字比率はありません。なお、連結の実質収支額は107億9,546万3千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス8.71%となります。

### (3) 実質公債費比率

- 趣旨 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。公債費や公債費に準じた経費は、削減したり先送りしたりできないものであり、また、こうした経費の増大は短期間で削減できるものではありません。この比率が高まると財政の弾力性が失われ、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体に転落する可能性が高まります。
- 算出式 地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（例えば、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや一時借入金の利子など）をその団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年の平均値です。

<b>実質公債費比率 (3か年平均)</b>	=	$\frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$
----------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各年度の基礎数値は別表のとおりです。

総括表 実質公債費比率の状況（平成19年度）

（単位：千円）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	公債費充当一般財源等額（繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く）	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等（3①表「オ」欄の数値を転記）	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（3②表「合計※」欄の数値を転記）	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	災害復旧費等に係る基準財政需要額
平成17年度	9,215,986	25,333		357,074	546,060		
平成18年度	7,416,017	25,333		368,670	507,407		
平成19年度	6,782,532	21,600		445,183	792,639		

	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）	災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金
平成17年度	104,979,839		11,016,621				
平成18年度	111,199,879		9,698,301				
平成19年度	115,033,879		8,805,658				

	⑮	⑯	⑰			
	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額（算入公債費の額）（特別区のみ記入）	地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額（算入準公債費の額）（特別区のみ記入）		実質公債費比率（単年度）	実質公債費比率（3カ年平均）
平成17年度		3,915,830			平成17年度	5.55727
平成18年度		4,589,035			平成18年度	3.20559
平成19年度		6,148,475			平成19年度	1.60886
						3.4

（参考）

	⑤の内訳						
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第7条第1号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第7条第2号）	国営土地改良事業並びに旧独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第7条第3号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第7条第4号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第7条第5号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第7条第6号）	利子補給に係るもの（政令第11条第4号）
平成17年度	249,120				286,570	10,370	
平成18年度	198,047				298,990	10,370	
平成19年度	503,379				278,890	10,370	

○ 実質公債費比率は、3.4%となり、早期健全化基準を大幅に下回りました。

(4) 将来負担比率

○ 趣旨 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。前記(1)から(3)の指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標ですが、これだけでは将来の収支見通しなどの財政情報は十分には分かりません。このため、一般会計等が負担する地方債残高のみならず、例えば地方公社や損失補償を付した第3セクターの負債を含めた決算年度末時点における将来負担の程度を把握する指標が必要です。将来負担比率とは、言い換えれば、一般会計等が背負っている借金が一般会計等の標準的な年間収入の何年分かを示す指標です。

○ 算出式 地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等(これを充当可能財源といいます。)を控除した上で、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$$

算出基礎は別表のとおりです。

総括表 将来負担比率の状況(平成19年度)

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額
38,365,274	18,514,364	0	4,116,332	38,336,981

(分母比)

33

16

4

33

(単位:千円)

設立法人の負債額等負担見込額	地方公共団体			連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入		標準財政需要額算入見込額
	うち都市計画税		
57,992,564	7,000	0	124,030,135

(分母比)

49

0

105

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		将来負担比率(%)	将来負担比率(%)
99,332,951	84	182,029,699	155	-82,696,748	-70		
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D			
123,839,537	105	6,148,475	5	117,691,062	100	-70.2	-70.2

○ 一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、将来負担比率はありません。なお、計算上の比率はマイナス70.2%となります。

## 財政健全化法の成立

### (1) 成立の背景

#### ○ 悪化する地方財政

国地方を合わせた長期債務残高は、平成 20 年度末見込みで 778 兆円、地方だけでも 197 兆円に達する一方、国から地方への財源移譲は、今だ道半ばにあります。昨年、北海道夕張市が多額の財政赤字を抱えて財政再建団体に移行したことが大きな話題となりましたが、夕張市の例を引くまでもなく、多くの自治体が厳しい財政環境に直面する中で、財政の健全化、財政規律の強化が地方財政の大きな課題となっています。

#### ○ これまでの再建制度の課題

これまでの財政再建制度は、昭和 29 年度の赤字団体を再建するための手続（本再建）等を中心とした臨時的な特別措置で、それ以後の赤字団体については、本再建の規定を準用していました（これを、「準用再建」といいます。）。しかし、準用再建には、①実質赤字比率（フロー指標）のみを再建団体の基準に使っているため、ストックに問題のある団体が対象にならない、②再建団体の基準しかなく、早期に財政悪化を捕捉し再建を促す仕組みがない、③再建を促進する仕組みが限定的である、といった課題がありました。

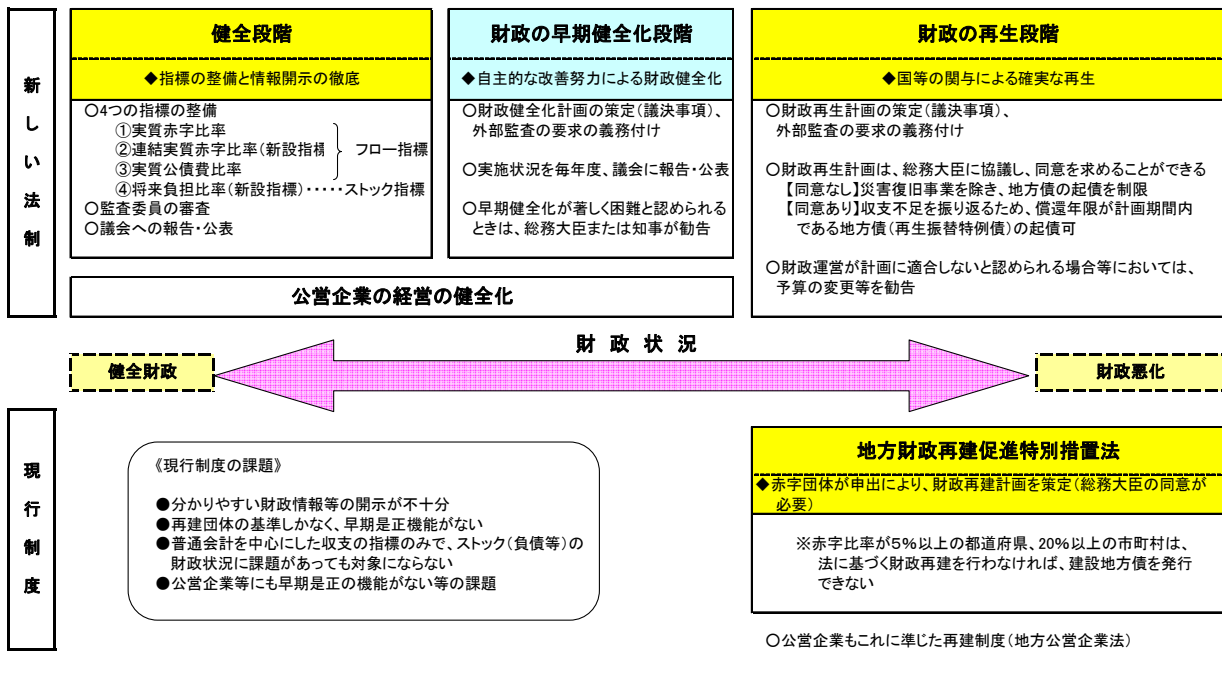
#### ○ 新しい地方財政再生制度研究会報告

これらの課題を克服し、新しい再生制度を構築するため、「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会報告書」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を経て、「新しい地方財政再生制度研究会報告書」がまとめられました。この報告書は、これまでの再建制度の課題を指摘したうえで、①自治体が設けている各会計をカバーする新たなフロー指標や公社や3セク等を含めた自治体の実質的な負債と当該団体の財政規模等の償還能力を比較するストック指標の新たな整備とその開示の徹底、②これらの指標のいずれかが一定水準以上に悪化した場合、早期に自主的な財政の健全化を義務付ける早期是正スキームの導入、③さらに財政が悪化し、指標が一定水準に達して自主的な財政再建が困難な状況に至った場合には、財政再生計画を策定し、国や都道府県の関与のもとで、確実な財政の再生を図るスキームの導入等を提言しました。

### (2) 制度の概要

- 報告書の提言を踏まえ、昨年 6 月、現行の再建法制を半世紀ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新たな法制を柱とする財政健全化法が成立しました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について



○ 健全化判断比率の公表

地方自治体は、毎年度、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率（これを「健全化判断比率」といいます。また、④将来負担比率を除いた①から③の3つの比率を「再生判断比率」といいます。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされました。

健全化判断比率の概要については、次のとおりです。

**健全化判断比率等の概要について**

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

**実質公債費比率  
(3か年平均)**

$$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への操出金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

**将来負担比率**

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基準額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

## ○ 財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣又は都道府県知事へ報告しなければなりません。

早期健全化基準は、財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれについて定められています。

早期健全化の段階では、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、各自治体が自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることになります。

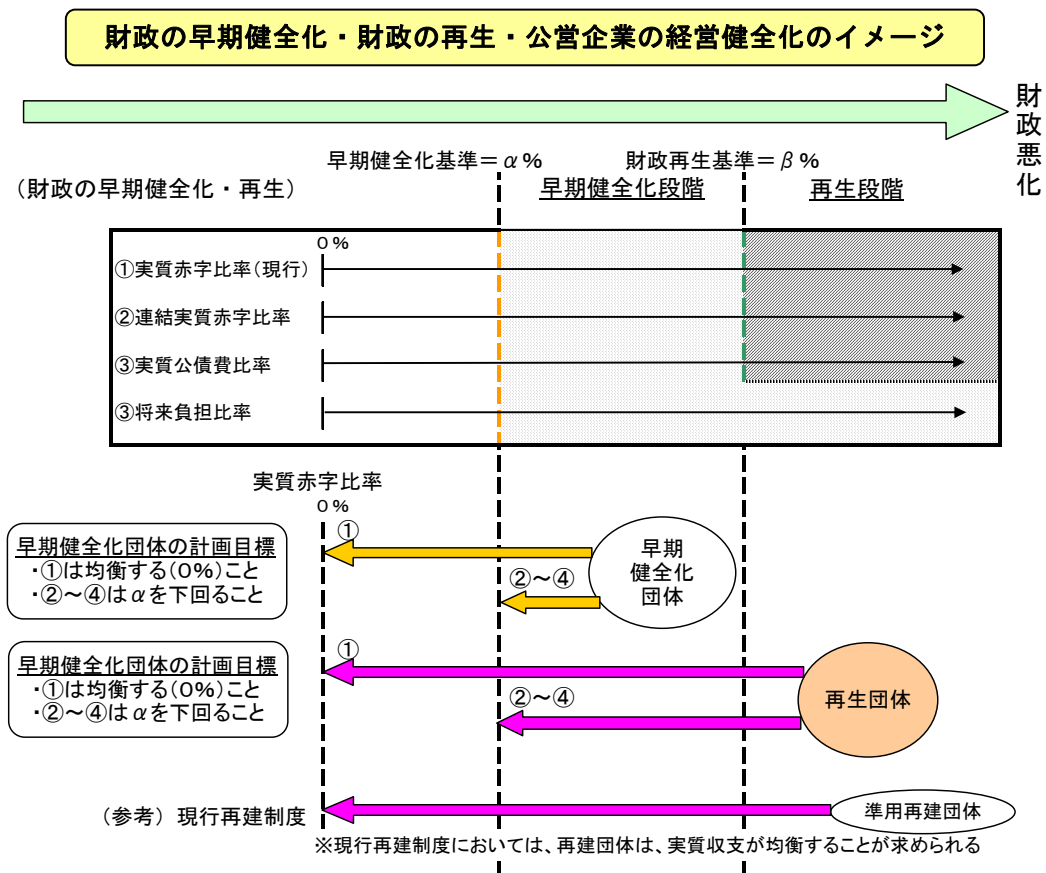


○ 財政の再生

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければなりません。

財政再生基準とは、財政の再生を図るべき基準として、再生判断比率のそれぞれについて早期健全化基準を超えるものとして定められています。

財政の再生の段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、国等の関与による確実な再生を担保すべき段階とされています。



○ その他（外部監査、施行期日等）

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、計画の策定前に、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

なお、健全化判断比率の公表は平成 19 年度決算から、また、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から平成 20 年度決算に基づく措置から適用されることになりました。

## 健全な財政運営に向けて

- 財政健全化法のめざすものは、地方公共団体の財政運営の健全化と透明性の向上、更には、それらを通じた安定した区民福祉の向上に他なりません。
  
- 財政健全化法は、財政状況の悪化が進んだ団体に対する早期是正機能を担うものです。従って、健全化判断比率が早期健全化基準の範囲内にあり、財政状況は健全であると判定されたとしても安心は禁物です。早期健全化基準は、これ以上悪化すれば不健全であるという一つの目安にすぎません。早期健全化基準の範囲内にあり、早期健全化段階に陥らないことはむしろ当然のことと受け止め、自治体独自の高い理想、目標を掲げ、不断の経営改革に取り組み、財政規律の維持、向上に努力することが大切であると考えます。
  
- そのためには、地方分権改革や公会計改革などと一体になって、財政情報の共有化を図る一方、行財政改革や協働等の一層の推進、更には長期的な経営目標の設定など、区政の経営能力を向上させていかなければなりません。